

岡山県大学図書館協議会 令和5年度 総会 審議結果

開催（開催通知）日	令和5年6月19日（月）
形式	メール会議
出席（投票）数／会員数	19／20

本協議会会則第11条第5項に則り、本総会は成立した。

1. 報告

1) 令和4年度事業報告

資料1及び資料2のとおり報告があった。会員館からの意見はなかった。

2) 令和4年度決算報告

資料3のとおり報告があった。会員館からの意見はなかった。

3) 令和4年度監査報告

資料3のとおり報告があった。会員館からの意見はなかった。

4) 相互協力状況等

資料4のとおり報告があった。会員館からの意見はなかった。

2. 協議

1) 令和5年度事業計画（案）について

資料5のとおり提案があった。

協議の結果、「承認する」19館、「承認しない」0館となり、本協議会会則第11条第6項に則り、原案通り承認された。

2) 令和5年度予算（案）について

資料6のとおり提案があった。

協議の結果、「承認する」19館、「承認しない」0館となり、本協議会会則第11条第6項に則り、原案通り承認された。

3) 岡山県大学図書館協議会役員館について

資料 7-1 及び資料 7-2 のとおり提案があった。

協議の結果、「承認する」19 館、「承認しない」0 館となり、本協議会会則第 11 条第 6 項に則り、原案通り承認された。

4) 岡山県大学図書館協議会研修委員館および研修委員について

資料 8-1 及び資料 8-2 のとおり提案があった。

協議の結果、「承認する」19 館、「承認しない」0 館となり、本協議会会則第 11 条第 6 項に則り、原案通り承認された。

5) 岡山県図書館協会役員館・企画委員館について

資料 9 のとおり提案があった。

協議の結果、「承認する」19 館、「承認しない」0 館となり、本協議会会則第 11 条第 6 項に則り、原案通り承認された。

6) 岡山県大学図書館協議会研修委員会内規の一部改正について

資料 10 のとおり提案があった。

協議の結果、「承認する」17 館、「承認しない」2 館となり、本協議会会則第 11 条第 6 項に則り、資料 10-5 を以下のとおり訂正のうえ、その他は原案通り承認された。

資料 10-5 令和 16 年度 代表幹事館
(正) 美作大学図書館
(誤) 川崎医療短期大学附属図書館

承認しない理由 (2 館) は以下のとおり。

承認しない理由 (2 館)	<p>資料 10-5 令和 16 (2034) 年度の代表幹事館は、川崎医療短期大学附属図書館となっておりますが、資料 10-4 の輪番表から判断すると、美作大学図書館です。</p> <p>この件について、2014 年の代表幹事館は美作大学でしたが、100 周年記念館の竣工後に総会を実施したい意向があり、2016 年に代表幹事館の予定であった川崎医療短期大学に、内々に変更依頼をされ、川崎医療短期大学が受けたという経緯があります。</p> <p>そのため、資料 7-2 役員館担当大学名 (年度別輪番表) では、輪番表とは異なる以下の順番になっている次第です。</p> <p>2014 川崎医療短期大学附属図書館 2016 美作大学図書館</p> <p>つきましては、資料 10-4 の輪番表のとおり、令和 16 (2034) 年度の代表幹事館を美作大学図書館に変更をお願いいたします。</p>
上記に対する議長のコメント	<p>資料 10-5 令和 16 (2034) 年度の代表幹事館の項目について。</p> <p>(承認しない、としておりますが、既に川崎医療短期大学附属図書館を美作大学図書館へご修正くださるとのこと、川崎医科大学大西課長より聞いております。ありがとうございます。)</p> <p>ご指摘のとおり、資料 10-5 における令和 16 年度の代表幹事館の記述に誤りがございました。該当箇所は役員館に係る記述であるため、資料 7-1 (岡山県大学図書館協議会役員館輪番表) に基づき訂正させて頂きます。</p>

7) ①復本の取扱基準

資料 11 のとおり提案があり、会員館から以下のとおり回答があった。(「加盟館一覧」掲載順)

岡山大	復本の取り扱いについての基準は設けていない。
津山高専	特に設けておりません。
岡山県大	取扱基準等は特になし。新規購入の際は最大 3 冊までとしている
倉市短大	復本の取扱基準は特にないが、除籍基準において、「利用の減少した複本など、蔵書構成や収蔵能力等を総合的に判断して保存の必要がないと認められた資料」を除籍対象としている。
新見公大	取扱い基準は設けていない。
岡学院大	特になし
岡山商大	岡山商科大学附属図書館です。ご質問をさせて頂きましてありがとうございます。
岡山理大	取扱基準というものは設けていません。 ただ、必要以上に重複しているものについては、除籍が可能な旨の規程はあります。
川崎医大	設けていない。
川医短大	設けていない。
川医福大	設けていない。
環太平洋	規定等はございません。ご検討されている内容と同様となりますが、購入時より複本での取扱冊数を減らす、貸出回数等によって複本は書庫に入れる、除却などししております。
吉備国大	図書館予算での複本購入は、行わない。
倉芸科大	本学の図書館資料規程に基づき、同一資料において必要以上に重複しているものとみなされる場合は除籍としています。
山陽学園	副本冊数は 5 冊
就実大学	基本的には複本の購入はしておりませんが、「指定図書サービス※」による図書に限り、複本は可能です。※教員が講義などに関連して、学生に必読文献として図書を指定するサービスのことです。
中国学園	取扱基準は設けていないが、「図書館資料の廃棄に関する内規」で廃棄対象として「複本が 3 部以上所蔵されていて、特に指定のないもの」という取り決めをしている。
ノートルダム	①除籍規定に「重複する資料で重複理由がないもの」と明記している。
美作大	規程等で取扱基準を設けてはいませんが、過去に購入した複本については除籍処分した。

7) ②除籍資料の取扱

資料 11 のとおり提案があり、会員館から以下のとおり回答があった。(「加盟館一覧」掲載順)

岡山大	除籍対象資料は月初に学内教員を対象にリストを公開し、指定の期間の間に研究室貸出希望を募集する。指定期間を過ぎて貸出しされなかったものについては、不用決定処理の後、古紙回収に出している。
津山高専	除籍対象資料については、破損等再利用が難しいものを除いて教員に研究室移管希望はないか確認し、ない場合は破棄をしています。
岡山県大	除籍 ⇒ 学内リユース ⇒ 図書リユース市 ⇒ 廃棄 ※学内リユース：教員が再利用できるものがあれば研究室等の学内で利用してもらう ※図書リユース市：学生、教職員含めて学外者にもお譲りする
倉市短大	昨年度より除籍資料の教職員及び学生への無償譲渡を実施している。譲渡期間後に残った資料については、資源ごみとして処分する。
新見公大	まだ除籍を行ったことがないため、お答えできかねます。
岡学院大	学内での除籍検討後廃棄
岡山商大	岡山商科大学附属図書館です。ご質問をさせて頂きましてありがとうございます。
岡山理大	除籍資料は基本的には溶融処理をしています。
川崎医大	学園内の学生・教職員に譲渡後、廃棄している。
川医短大	学園内の学生・教職員に譲渡し、残ったものを廃棄している。
川医福大	①学園内の他図書館、②購入した学科、③学園内教職員・学生の順に譲渡後、廃棄している。
環太平洋	一部は学内でリサイクルとして出し、学外への寄贈はしておりません。大部分は破砕処理としています。
吉備国大	寄贈・廃棄

倉芸科大	学園内で有効活用を行っているが、活用の予定がない資料については廃棄しています。
山陽学園	学内に無料配布
就実大学	汚損本やかなり昔の旧版の本を除籍しています。除籍後は、リユース本として学生に提供の場を設けており、その残りは廃棄しています。
中国学園	除籍手続き後、年1回除籍図書内覧会を開いて希望者に譲渡している。残ったものは古書業者に引き取ってもらい、値が付いた場合は法人の資産売却収益として納めてもらっている。
ノートルダム	②希望する教員に譲渡し、残りは廃棄している。
美作大	原則廃棄処分。

7) ③教科書特集コーナーの設置

資料11のとおり提案があり、会員館から以下のとおり回答があった。(「加盟館一覧」掲載順)

岡山大	教科書を含め、シラバスに掲載された資料をまとめたコーナーを設置している。
津山高専	シラバスコーナーを設けております。その年度の教科書の中から特に使用が多そうなものをいくつか購入し、過年度のものと一緒に開架しております。
岡山県大	教科書は基本的に図書館では購入していない
倉市短大	設置なし
新見公大	設置している。教員側から指定される書籍のみ置いており、貸出可としている。今年度分と前年度分を並べている。
岡学院大	教科書の特集コーナー有り、教科書として新版が出版されたら所蔵している。 visual栄養学テキスト(中山書店)、JLA図書館情報学テキストシリーズ(日本図書館協会)など。
岡山商大	岡山商科大学附属図書館です。ご質問をさせて頂きましてありがとうございます。
岡山理大	教科書は学生に必ず買ってもらう前提があるので、他の講義での参考書指定がない限りは、教科書自体を買っていませんので、特集コーナーもありません。
川崎医大	教科書の特集コーナーは設けていない。標準シリーズ(医学書院)を教科書として継続購入している。
川医短大	「看護テキスト」として常設のコーナー(貸出可)を設けている。継続購入している書籍は、「系統看護学講座」と「新体系看護学全書」。
川医福大	教科書をまとめた特集コーナーは設けていない。教科書として継続購入している書籍(シリーズ)はない。
環太平洋	シラバスに掲載された教科書・指導書のコーナーを設置しています。
吉備国大	教科書特集コーナーは設けていない。
倉芸科大	教科書の特集コーナーなどの設置はしていません。学部に特化した教科書(図書)については継続購入をしています。
山陽学園	教科書特集コーナーは設置していない。継続購入シリーズは特になし。
就実大学	テキストは別置しておりません。各々の分野の該当場所に貸出可能で排架しています。また継続購入しているテキストはございません。
中国学園	かつては献本された教科書を中心にコーナーを設けていたが、現在は以下の理由で設置していない。 ・教科書は履修者が購入してしかるべきである ・教科書を購入せずに図書館資料を借りて使う学生がいて、結果、長期にわたる貸し出しになり、他の学生が使えなかったり、書き込みだらけになってしまったことがある ・持ち出し防止装置導入前は無断で持ち出し、未返却・紛失が多発した年がある ・献本がなくなった ・教科書用の予算も場所も確保できなくなった
ノートルダム	③特集コーナーは設けていない。教科書として継続購入している書籍はない。
美作大	教科書の特設コーナーは設けていない。また継続購入しているシリーズはない。

8) デジタル教科書の購入状況

資料 12 のとおり提案があり、会員館から以下のとおり回答があった。(「加盟館一覧」掲載順)

岡山大	デジタル教科書は購入していない。
津山高専	デジタル教科書は購入しておりません。
岡山県大	検討したことがない
倉市短大	購入なし
新見公大	購入していない。
岡学院大	購入経験・予定無し
岡山商大	本学の図書館では、まだ『デジタル教科書』に関する事例がないので、その状況となった時に検討したいと思っています。
岡山理大	これまで教員より問題提起されたことがないため、検討したことがありません。
川崎医大	購入していない。
川医短大	購入していない。
川医福大	現時点で購入予定はないが、他大学図書館様の状況を参考にさせていただきたい。
環太平洋	版元に問い合わせたところ、デジタル教科書は図書館での利用は難しいという判断でした。そのほか検定教科書のデジタル教材や指導書を含めて他館でよい活用例があれば、教えていただきたいと思っています。
吉備国大	購入していない。
倉芸科大	デジタル教科書の購入予定はございません。
山陽学園	購入していない
就実大学	教員からの要望で、デジタル教科書を購入しています。
中国学園	現状では図書館での購入はそぐわないと考えている。
ノートルダム	図書館で購入はしていない。教務部?で購入していると思われる。
美作大	デジタル教科書の購入実績はない。

9) 旧版の除籍

資料 13 のとおり提案があり、会員館から以下のとおり回答があった。(「加盟館一覧」掲載順)

岡山大	1冊(1セット)のみ保存。複本があれば廃棄している。
津山高専	本の増加により集密書架等にも置けなくなった場合は、除籍の対象として検討することになると思いますが、現在の所は空きがあるため検討はしておりません。
岡山県大	除籍図書の判断は内規に基づいて行っている。六法全書や縮刷版に限った基準は特にない
倉市短大	原則として複本がない限りは除籍を行っていない。ただし、継続購入を中止した図書や本学の学科に直接関係のない分野の図書は、利用状況、類書の有無、他の図書館の所蔵等を調べた上で、除籍対象とする場合もある。
新見公大	まだ除籍を行ったことがないため、お答えできかねます。
岡学院大	旧版の除籍を行っていない
岡山商大	本学では、除籍における確実な規定を定めていないのですが、前後 10 年間に出版された『六法全書』に関しましては、除籍の対象から外したいと思っています。次に、『縮刷版』に関して、1990 年代より 2000 年迄は、全体の印刷が可能となるので、除籍の対象としたいです。全文印刷が難しい 2000 年代以降の資料。縮刷版は、貴重な情報源となるので除籍の対象としたいです。
岡山理大	本学では、新版が出た場合、旧版を除籍対象にできることとなっています。
川崎医大	除籍の実施は、書架の狭隘化が進んだ時に、その都度判断している。
川医短大	何年前の版を除籍するかを、書架のスペースに応じて所在ごとに決めて運用している。
川医福大	六法関係など毎年刊行され継続的に購入している図書は、保存年数を決め除籍しているものもある。その他は、書架狭隘化の状況により、その都度判断している。
環太平洋	本館では事例がないため、他館での事例を教えてくださいと幸いです。

吉備国大	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書点検の結果、3年経過しても所在不明の図書資料。 ・重複する資料で長期保存の必要性が認められない図書資料。 ・5年以上貸出実績がなく、除籍が相当と認められる図書資料。 ・図書館長が除籍の必要があると認めた図書資料。 などの図書資料を除籍対象としている。
倉芸科大	協議題提出校のため回答はいたしません。
山陽学園	旧版除籍の可否を教員に確認する
就実大学	定期的な除籍は行っていません。
中国学園	基本的に版が違うものは1冊は残すようにしています。
ノートルダム	附属図書館運営委員会の議を経て、除籍を決定している。
美作大	現時点では旧版も除籍していない。

3. その他

1) 報告 岡山県図書館協会関係について

資料 14-1 のとおり報告があった。会員館からの意見はなかった。

2) その他

本総会について、以下のとおり会員館（1館）からの意見があった。

会員館からの 意見 (1館)	<p>代表幹事館の岡山大学様には、総会議事案をとりまとめていただき、大変お世話になりありがとうございました。承認いただきましたが、以下の議案についてコメントさせていただきます。協議4) について、本年度研修事業は昨年より委員数が減るなかでの活動となり、大変お世話になります。「第4条」によれば、任期途中の異動ができる現状を考えると、再編もありえるのではないかと思います。当該館のご事情が変更なしということであれば、仕方がないことかと思えます。協議2-2) 今年度の研修委員活動は、ご無理がない範囲で活動いただけますと幸いです。協議6) 前年度アンケートから内規改正まで、とりまとめていただき、誠にありがとうございました。僭越ながら、内規に盛り込むことは難しいとは思いますが、申し送り事項でもよいので、24年度からの新輪番制については、一巡する前年度の2031年度総会で見直しをするなど、再検討する時期を明確化できればよかったですと思いました。</p>
上記に対する 議長の コメント	<p>研修委員館及び研修委員については協議4) で、研修事業については協議1) で、それぞれ承認頂きましたので、承認頂いたとおりに実施することとなります。今後における研修委員会内規の再検討については、今回の改正の影響を注視しつつ必要に応じて見直しを検討するよう、次期代表幹事館に引継ぎを行うことといたします。</p>

以上